最低制限価格の設定範囲について

朝霞市では、著しい低価格での受注を防止する観点から、工事及び業務委託の入札において最低制限価格を設定しておりますが、**令和元年６月７日以降に告示又は指名通知を行う案件から以下のとおり取扱います**のでお知らせいたします。

＜工事＞

●令和元年６月７日以降に告示又は指名通知を行う案件から、最低制限価格の設定範囲が変更となります。

	令和元年６月６日以前に 告示・指名通知の案件	令和元年６月７日以降に 告示・指名通知の案件
設定範囲	予定価格の ７／１０から９／１０の範囲内	予定価格の **７．５**／１０から**９．２**／１０の 範囲内

＜業務委託＞

●令和元年６月７日以降の変更点はありません。

	令和元年６月６日以前に 告示・指名通知の案件	令和元年６月７日以降に 告示・指名通知の案件
設定範囲	予定価格の６／１０以上	同左

＜工事・業務委託共通＞

最低制限価格の公表時期については、すべて事後公表となります。

また、**最低制限価格の算出方法については非公開**としておりますので、お問い合わせには一切応じられません。適正な積算をお願いいたします。

朝霞市総務部入札契約課
０４８－４６３－２４８８